

平成 28 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（第 2 回）

日時：平成 29 年 3 月 8 日（水）18 時 30 分～20 時 30 分

場所：ワークピア横浜「くじゃく」

次第

【全体会】

- 1 こども青少年局長挨拶
- 2 第 1 回計画推進会議分科会（28 年 9 月 1 日開催）の共有
- 3 平成 28 年度の取組状況及び平成 29 年度予算案における取組について
- 4 平成 29 年度計画推進について

【分科会】

- 1 今後の計画の推進について

【配布資料】

- 資料 1 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿
- 資料 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿
- 資料 3 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料 4 第 1 回計画推進会議の主な意見について
- 資料 5-1 平成 28 年度の取組状況について
- 資料 5-2 平成 29 年度予算案における取組について
- 資料 5-3 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業の実施について
- 資料 5-4 地域ユースプラザ事業について
- 資料 5-5 子どもの学習支援・生活支援関連事業一覧
- 資料 5-6 次期 5 か年(平成 30～34 年度)「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の策定について
- 資料 5-7 施設等退所者現況調査の結果について（中間報告）

- 平成 29 年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催について
28 年度に引き続き、計画推進及び支援者のネットワークづくりなどのため、支援者や有識者による会議を開催します。

29 年度は年 2 回程度の開催を定めています。

【開催スケジュール（予定）】

平成 29 年 7～9 月 第 1 回会議開催

（平成 28 年度の計画推進の取組の振り返り、平成 29 年度の計画推進の取組み等に関する意見交換等）

平成 30 年 2～3 月 第 2 回会議開催

（平成 30 年度の計画推進の取組や、今後の取組に関する意見交換 等）

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 委員名簿

【有識者・支援団体等】

(50音順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	アオト ヤスシ 青 砥 恭	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット 代 表	学校・福祉連携
2	オキノ マサミ 沖野 真砂美	横浜市主任児童委員協議会 南区代表	生活・自立支援・子どもの育ち
3	コソノ ヤヨイ 小園 弥生	(公益財団法人)横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画セン ター 横 浜 南 管 理 事 業 課 長	生活・自立支援・子どもの育ち
4	タナベ ユウコ 田 邊 裕 子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長	生活・自立支援・子どもの育ち
5	ハマダ シズエ 濱 田 静 江	児童家庭支援センターむつみの木 セ ン タ ー 長	生活・自立支援・子どもの育ち
6	マツハシ ヒデユキ 松 橋 秀 之	社会福祉法人日本水上学園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	ミズタニ ヒロコ 水 谷 裕 子	特定非営利活動法人アーモンドコミュニティネットワーク 理 事 長	学校・福祉連携
8	ミヤシタ ケイコ 宮 下 慧 子	母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施 設 長	生活・自立支援・子どもの育ち
9	ムラタ ヨシオ 村 田 由 夫	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会 長	生活・自立支援・子どもの育ち
10	ヤマダ ミドリ 山 田 緑	横浜市立野庭中学校 学校・地域コーディネーター	学校・福祉連携
11	ユザワ ナオミ 湯 澤 直 美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科 教 授	生活・自立支援・子どもの育ち
12	ワタナベ カツミ 渡 辺 克 美	よこはま南部ユースプラザ 施設長	学校・福祉連携

【行政職員】

(機構順、敬称略)

	氏名	所属・役職等	分科会
1	ヨネオカ ユミエ 米 岡 由 美 恵	港南区こども家庭支援課 課長	生活・自立支援・子どもの育ち
2	タカイワ キョウコ 高 岩 恭 子	横浜市東滝頭保育園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
3	イトウ ヤスキ 伊 藤 泰 毅	港北区生活支援課 課長	学校・福祉連携
4	ウチダ タロウ 内 田 太 郎	こども青少年局 青少年相談センター 所長	学校・福祉連携
5	カイチ ヒデアキ 開 地 秀 明	こども青少年局 三春学園 園長	生活・自立支援・子どもの育ち
6	カワジリ モトハル 川 尻 基 晴	こども青少年局 南部児童相談所 所長	生活・自立支援・子どもの育ち
7	ミヤオ ガズロウ 宮 生 和 郎	横浜市立子安小学校 校長	学校・福祉連携
8	スズキ アツシ 鈴 木 厚	横浜市立新田中学校 校長	学校・福祉連携
9	アマノ シン 天 野 真 人	横浜市立横浜総合高等学校 校長	学校・福祉連携
10	ワタナベ キョウコ 渡 辺 香 子	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課 統括スクールソーシャルワーカー	学校・福祉連携

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 事務局名簿(H29.3.8現在)

	所 属 ・ 補 職	氏 名	分 科 会
局長	こども青少年局長	田 中 博 章	
部長	副局長(総務部長)	島 田 和 久	
課長	こども青少年局企画調整課長	渋谷 昭 子	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局青少年育成課長	村 上 謙 介	学 校 ・ 福 祉 連 携
	こども青少年局放課後児童育成課長	齋 藤 紀 子	学 校 ・ 福 祉 連 携
	こども青少年局放課後児童育成課整備担当課長	竹 下 幸 紀	学 校 ・ 福 祉 連 携
	こども青少年局こども家庭課長	谷 口 千 尋	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局こども家庭課児童施設担当課長	岩 田 聡	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局こども家庭課親子保健担当課長	山 本 弘 庫	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局中央児童相談所支援課長	佐 藤 一	学 校 ・ 福 祉 連 携
	こども青少年局障害児福祉保健課長	佐 藤 祐 子	学 校 ・ 福 祉 連 携
	こども青少年局子育て支援課長	齋 藤 真 美 奈	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育運営課長	武 居 秀 顕	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育人材課長	伊 藤 ゆ か り	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人	学 校 ・ 福 祉 連 携
	健康福祉局企画課長	氏 家 亮 一	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局福祉保健課長	菊 池 孝	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局生活支援課長	霧 生 哲 央	学 校 ・ 福 祉 連 携
	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長	遠 藤 寛 子	学 校 ・ 福 祉 連 携
	教育委員会事務局指導企画課長	三 宅 一 彦	学 校 ・ 福 祉 連 携
	教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長	蒲 地 啓 子	学 校 ・ 福 祉 連 携
	教育委員会事務局高校教育課長	西 村 英 純	学 校 ・ 福 祉 連 携
教育委員会事務局学校支援・地域連携課長	高 橋 三 樹 夫	学 校 ・ 福 祉 連 携	
東部学校教育事務所指導主事室長	直 井 純	学 校 ・ 福 祉 連 携	
係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長	柿 沼 千 尋	学 校 ・ 福 祉 連 携
	健康福祉局企画課担当係長	飯 田 学	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局生活支援課生活困窮者支援担当係長	黒 田 佳 和	生活・自立支援・子どもの育ち
	健康福祉局福祉保健課担当係長	佐 藤 治 憲	生活・自立支援・子どもの育ち
	教育委員会事務局教育政策推進課担当係長	伊 藤 恵 美	学 校 ・ 福 祉 ・ 地 域 連 携

関係局課

	所 属 ・ 補 職	氏 名	分 科 会
係長	こども青少年局こども家庭課こども家庭係長	八 木 慶 子	生活・自立支援・子どもの育ち
	こども青少年局こども家庭課施設整備担当係長	中 山 努	生活・自立支援・子どもの育ち
	教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係長	吉 田 薫	学 校 ・ 福 祉 ・ 地 域 連 携

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（以下、「計画推進会議」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

（目的）

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」（以下、「計画」という。）に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- （1）計画の推進に関すること。
- （2）支援に係る事業・取組の実施に関すること。

（委員）

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会議）

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（分科会）

第 5 条 次の左欄に掲げる分科会において、右欄に掲げる困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行うとともに、分科会の委員に助言を求める。

分科会の名称	意見交換・助言事項
学校・福祉連携分科会	学校と福祉の連携の視点を中心とする次に掲げる事項に関すること。 1 計画の推進に関すること。 2 支援に関する事業・取組の実施に関すること。
生活・自立支援・子どもの育ち分科会	生活面や自立支援の視点を中心とする次に掲げる事項に関すること。 1 計画の推進に関すること。 2 支援に関する事業・取組の実施に関すること。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

（謝金）

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議(分科会を含む)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

第1回計画推進会議の主な意見について

1 学校・福祉連携分科会

(1) 寄り添い型学習支援

○対象者の拡充

- ・高校入学後の見守りの支援や継続的な支援の必要性から高校生への拡充が必要。
- ・不登校・引きこもり・中退した子ども、中1、中2への拡充が必要。
- ・小学校からの学びの重要性を感じる。

○課題

- ・子どもへの働きかけやボランティア確保の難しさ
- ・支援の必要な子どもの把握の方法、支援へどうつなぐか。
- ・学習支援のみで解決しないこともあるが、その他の支援につながらないことがある。
- ・学習支援を行った先の経済的自立も視野に入れていく必要がある。
- ・継続的に通える居場所となることが大切。

○中退防止

- ・高校生と中学生が関わることで互いのモチベーションにつながる。
- ・学校と支援事業者が中学校卒業後のことを一緒に考え、関わる必要がある。
- ・中学生のうちにSOSを発信する大切さを伝える必要がある。
- ・高校に生徒が支援を受けていたなどの情報が入れば、連携してアプローチができるかもしれない。

○学習支援の機能

- ・大学生のボランティアが活躍し、ロールモデルになるケースがある。
- ・3～5人の学習することや異年齢の子どもと一緒に勉強することは良い刺激になる。
- ・学校・地域・大人・高校生などかかわる側にいろいろなチャンネルがあると良い。
- ・学校以外の居場所となっていていい。
- ・「学び」というキーワードで居場所があることが大切。助けてもらえる、安心できるということが夢や希望を持つことにつながる。

(2) その他

- ・子ども食堂は、ボランティアを始めるきっかけになればよい。

2 生活・自立支援・子どもの育ち分科会

(1) 子ども食堂

○機能

- ・月に1回の開催でも、目的別に行ければ、貴重な場所になる。
- ・褒められる経験ができていい。
- ・子どもたちがモデルになるいい大人と出会い変わることが大事。
- ・自己肯定感や将来への希望をつくっていくことが大事であり、連鎖を防ぐための大切。

○今後の展開

- ・今後、子ども食堂を立ち上げたい人の勉強会も広がってくると思う。
- ・みんなができることを提供できれば、地域の支え合いのようなものができるのではないかな。

○課題

- ・子どもとのつながりづくりが課題。
- ・運営経費の課題。
- ・子どもの生活場面の近いところで、安心した人間関係があるような仕掛けづくりが大切。
- ・子ども食堂の位置づけの共通認識が重要。
- ・社会福祉協議会や行政がどのように連携していくかがポイント。
- ・既存の諸機関の位置づけも検討材料。
- ・大人が取組を通じて活動や関係を広げ、楽しむと、子どもも活動を見つけ、広げていくのではないかな。

(2) 児童養護施設等の退所者等の現況調査

○調査の方法

- ・生活状況のわからない子どもたちの把握は難しいが、一番課題を抱えている。どう把握していくかが課題。
- ・子どもたち同士はソーシャルネットワークなどで情報がつながっている。
- ・措置変更になった方の調査もしてもらえるとありがたい。
- ・調査票の表記の仕方、ツール、役に立ちたいという回答者へのメッセージ発信などやり方を工夫してもらいたい。

○施設の状況

- ・アフターケアの制度や施設のアフターケアを使うまで行かない子どもたちもいる。
- ・就職して退所した方のアフターケアも非常に厳しい道があると思う。

(3) ひとり親家庭への支援事業

- ・中卒・高校中退の方と大卒の方では、支援のあり方は相当違うと思う。
- ・高等学校の卒業認定試験の事業も、1対1で勉強を教えるという取組もあるといい。

第1回横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

学校・福祉連携分科会 主な意見

- 寄り添い型学習支援事業の対象を高校生まで広げること、また、不登校や引きこもり、中退した子どもへの学びを補足するための学び直しが必要。
- 高校生になってからも、通い続ける場があることが大切で、その時々に必要な支援につながる必要がある。また、必要な家庭に対しては中1、中2から使えると良い。
- 小学校から中学校に上がるとき、中学校から高校に上がるときにつまずきやすいので、継続的な支援が必要。せめて高校1年生くらいまでは、入学後の見守りの支援が必要。
- 本人のやる気を引き出すことに難しさを感じる。支援者側が受け身であることから歯がゆさを感じることもある。
- 経済的自立もキーワードとして、視野に入れていく必要があります。
- 高1生が中学生と関わることで中学生はもちろん高校生のモチベーションにつながる。中退後、家に帰らないケースがあり、学校に通い家庭にいるということが将来にとって大事だと感じる。
- さいたま市では、高校生や中高生を対象とした学習支援を実施しているが、高校生だからといって難しさは感じていない。中高一貫校の高校生が大学生になってボランティアとして活躍している例もあり、ロールモデルになるケースもある。
学習支援については、3人～5人で学ぶことで得ることもある。高校生まで広げたほうが活気出て面白い。高校生対象の学習支援は不登校や引きこもりの生徒が多くいる。
- 学習支援に参加している中学生は、学校には通っているが学力に困難がある子どもと部活動などに熱心で学力も優秀だが、安心できる居場所のない子どもの2通り。つながることのできる学習支援の場があれば、そこが居場所になる。また、異なる年齢の子どもと一緒に勉強しているのを見るのは良い刺激になっている。継続的に通える居場所となることが大切で、そこは支えてくれる大人、お兄さんやお姉さんがいる環境。
- 中学は不登校だったが、「寄り添い型学習支援事業」が居場所となって、進学できた例があり、あと一年くらいつかえたとスムーズに移行できると感じる。高校に、入学してくる生徒がそういった支援を受けていたという地域の情報が入ってくれば、連携して別のアプローチができるかもしれない。
- 学校と支援事業者が中学校卒業後のことを一緒に考え、関わることができると高校中退の防止につながると思う。また、子ども自身がSOSを求めること、大人がSOSを受け取ることの2つ揃っていないと子どもは救われない。大人が中学校のうちにSOSを発信することの大切さを伝える努力が必要。そして、学校以外の場所として居場所があることは良い。
- 夏休みの間にSNSが小中学生に広がっていて、最近では、小学生と中学生がつながって、部活の情報交換などを、深夜2時まで、やることもあると聞いている。親もそういったスマホの広がりに対応できていない。また、家庭的に精神疾患等課題がある場合は、学校からよりも、地域の人からだと受け入れやすいこともある。いろんなチャンネルがあると良い。小学生にとって、大人が話すよりも高校生が話す方が良いこともあるし、高校生にとっても自己効力感につながると思う。

○さいたま市では、対象者は自治体の裁量になっており、生活保護世帯とひとり親世帯（児童扶養手当の全額支給）が対象。また、中高生の比率は7：3で中学生の方が多く、高校生は生活保護世帯のみ。ひとり親世帯への周知は、児童扶養手当の所管課から、対象世帯に案内文が届く仕組み。

業による支援が必要な子どもをどう見つけてつなぐかが課題。学びなおしの必要性は学校が一番見つけやすい。学校が選んで、福祉部局が引き継ぐことで、本当に必要な子どもが参加できるような情報共有が必要。

○ボランティア確保には、難しさを感じる。ボランティアの高齢化が課題となっている。大学生の働きかけも上手く行かない。中学生に教えていると、小学校からの学びが重要だと感じる。

○学習支援だけでは解決しないこともあり、その他のサービスにつながらないことがあるのも課題です。社会福祉士が行っている学習支援で個別の相談支援を行い、様々なサービスにつなぐことにより生活の安定を図っているものがある。

○子ども食堂は、本当に支援が必要な人につながる事が難しいようだが、地域の人に関心を持ってもらい、ボランティアを始めるきっかけになればよいと思う。

○学び直しや子どもの貧困対策で大切なことは抜け出せるイメージがないこと、無力感、絶望感をもってしまうこと。そのため、「学び」というキーワードでも居場所があることが大切。ここに来ると助けてもらえる、安心できるということが夢や希望を持つことにつながると思う。

第1回横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議

生活・自立支援・子どもの育ち分科会 主な意見

- 子ども食堂は、月1回が多いようだが、もう少し回数を増やしたほうがいいのではないかと。
- 回数は、1回から始めて、今後ふえていくところだと思う。
少しずつ各区に取組が広がりながら、NPOや、地域の活動団体の方々を中心に、最近子ども食堂も広がってきた。先日、子ども食堂を立ち上げたい方々の勉強会があったが、今後そういったところも広がってくると思う。
- 今子ども食堂ははやりものになっているが、肝心のつながりづくりが難しいという話を聞く。
みんなで食べる喜びも味わってもらいたい、食後みんなと過ごす時間が大切という話があり、立ち上げるに当たり、このことを少し考えながら進めていただきたい。
- 子どもの居場所づくりという食事も出すイベントを行ったが、人件費がなく、食材も寄附などを頼っていた。地域で見守っていく温かい受け皿や、子どもたちや大人たちの関係をつくっていくためには、どうしたらいいのかと思う。
- 社会的養護の子どもを地域の人が見たことがないと思い、養育支援台帳に載っている子どもを、子どもの居場所づくりという食事も出すイベントに参加させた。アレルギーの問題、摂取量の問題、配慮が必要な子どもたちをどう地域の人と交流させるか課題になっていたため、生活の場面に近いところで社会にデビューさせる場所としていい場だった。おなかいっぱいになれば必ず心も育つが、それだけが目的では長い間かかわっていくことは難しいと思う。
ゆっくりと少しずつ、みんなができることを提供できれば、地域の支え合いのようなものができていくのではないかとと思う。
ただ、支援がないと続けることは難しい。また、月に1回でも、目的別にあつて行ければ、貴重な場所になると思う。子どもの生活場面の近いところで、安心した人間関係がその先にあるような仕掛けをつくり、たくさんの方に参画していただけたらありがたい。
- このような地域の現状を行政がきめ細かに把握するという、基礎作業が重要なことだと思う。
その上で、子ども食堂をどう位置づけていくか、かじ取りをどうするかが重要なテーマ。大人の貧困は自己責任だが、子どもは自己責任ではないといった形の地域になっていくのは、少しゆがんだ社会になってしまうと感じる。どういう視点で子ども食堂を位置づけていくのかといった共通認識をつくっていくことが重要。
取組の中で、この地域のこの取組は、この視点が大事だというようなモデル的なものがあれば、共有したい。その中で、社会福祉協議会や行政がどのように連携していくのかにポイントがあると思う。
既にある既存の諸機関がどういう位置づけになるのかもあわせて考えていく検討材料だと思う。
- お母さんたちの中には、褒められた経験がなく、自己肯定感が低くて自信の無い人もいる。子どものころに褒められた経験が全くない人が親になっても、子どもを褒めることができない。こういうことが再生につながると思うと、子ども食堂などで褒められる経験ができるのはいいと思う。

○行方不明などの子どもたちについては把握することが難しい。一番把握できる方法は、子どもたち同士。ソーシャルネットワークなどで子どもたちは情報がつながっている。生活状況のわからなくなっている子どもたちこそが一番課題を抱えていると思う。そこをどう見つけて、どうやっていくかが課題。アフターケアの制度や施設のアフターケアを使うまで行かない子どもたちもいる。

児童養護施設にいる間に、きちっとやっていれば、アフターケアにもつながる。また、アフターケアが必要ないくらいに育て上げればいい。

就学援助の制度で私立の高校、いわゆるサポート校に行けるようになり、子どもたちが施設に残り、高校に行き、高校を出ることで自信がつき、就職先も広がった。また、塾に行くことや有料の先生がくる英会話教室もできるようになった。このようなことができるようになり、児童養護施設にいるとある意味で豊かにやっていけると思う。親と暮らすことは当然いいことでもあるが、家に帰ると、大変な状況に戻る子どもたちもいて、大変さを感じる。

施設では、自立支援の目標として、税金を払える大人になって、自立できる経済的自立と自分の自己肯定感といった精神的自立をかかげている。自分は生まれてきてよかった、生きていていいんだ、大人になったらこうなっていきたい、というような思いをつくっていくことが大事。

寄り添い型の学習支援の話し合いでも、学習支援も大事だけれど、そこで子どもたちがモデルになるいい大人と出会うことで子どもたちが変わることが大事だと聞いた。「自分は大丈夫なんだ、こういうふうにやったらやっていけるんだ」という思いを子どもたちに伝えていくことが大事であり、連鎖を防ぐための大切なことだと感じる。

○家庭に戻せない神奈川県域の児童養護施設にいた軽い障害をお持ちの方に、18歳になって、手帳を取らせて、グループホームに預ける虐待のケースが多い。子どもは望まないところで虐待を受け、措置され、児童養護施設に望んで行く子はいないと思う。温かい調査をしていただきたい。

○対象者に関しては中々つながらない、施設に来ない子どもたちをどう把握していくかが大事。就職で自立し、ひとりで暮らしている方で仕事をやめている方がいるが、完全にこちらのかわりをシャットアウトしている方がいる。就職後のアフターケアについて、それ以降の非常に厳しい道があると思う。夏休み後、学校が始まるというところで、進路については、中3生は高校をどうするか、高3生は就職、少ないが進学という選択肢を持つ子どもたちもいるなかで、今からどうしていくかが大事。

子どもが自分のことを考えていく中で、食に対する子どもたちの考え方がこれからの生活に大事だと思う。今後自分が自立したときに、食の大切さを理解するためには、子どもが支援を要する環境にあった中で、小さいときからそのような地域の取組があれば、それを受けた大人や、仲間とのかかわりのところで、つながっていくと思う。

また、学習が遅れていることは、学習に対するアレルギーもあると思う。地域で支援を受けながら、施設に入っても、そういう取組のところで、その子が頑張るとこれだけでできるという意識が持てるかどうか、大事だと思う。

○子どもの貧困は、ネグレクトと密接な連携があると思う。子どもが健全に成長していくために必要な人や地域とのつながりが奪われていることもネグレクトと感じる。この子ども食堂が、親ひとりが子どもを育てる時代ではないことが広く認識されているのではと思うが、地域や多くの大人が子どもたちと一緒に育てていく場になっていけばいいと思う。

- 生活の困窮が心の貧困につながっていくおそれを感じる。子どもはひとりでは生きていけないので、お家の方、家庭の支援、そこを支える地域の人とのつながりを大事にしなければと感じる。
- 調査は、届ける先の方がそれをやることで自分たちの生活がよくなる、困り事を聞いてもらえる、見守られているという、メッセージを受け取ってくれるかで、回答率変わると思う。難しい言い方でなく、漢字はなるべく少なくして、ツールのこととか、役に立ちたいというメッセージとか、やり方を工夫してやってもらいたい。
グループインタビューをやることで、助け合いの会が生まれたり、当事者としての出会いとか、力づけをお互いにし合うといったことがある。
調査すると、家賃の問題、住むところで困っている人もすごく多かった。
男女センターでは自助グループ支援をやっていて、既存のいろいろなグループもぜひ資源として、つながっていったらいいと思う。
- 子ども食堂を流行で終わらせないため、子ども食堂を提供する大人たちがそれを通じて、自分たちの活動や関係を広げたり、大人たちも楽しむことがあると、子どもたちもその中で、自分たちで活動を見つけ、広げていくことがあるかと思う。
- ひとり親家庭の方の中でも、中卒の方や高校中退の方と大卒の方では、支援のあり方は相当違うと思う。中卒や高校中退でひとり親になった方々が、支援のあり方を皆さんとご協議できればと思う。高等学校の卒業認定試験の事業も、費用助成が始まったが、ひとりで勉強するのは難しく、これで合格につながる比率が上がるかは、厳しいと思う。母子生活支援施設の中で、お母さんに1対1で勉強を教えるという取組もある。在宅のシングルマザーも同じようなものがあると、こういう事業も生きてくると思う。

平成 28 年度における子どもの貧困対策に関する取組について

1 平成 28 年度における重点取組について

子どもの貧困対策に関する計画の策定に向けて実施した、本市アンケートや支援者ヒアリングでは、子どもの成長や学習に必要な物が不足している、社会的・文化的な経験の機会や進学の手がかりが得られない、社会的に孤立して必要な支援が受けられず一層困難な状況に置かれてしまう状況などが改めて明らかになりました。

計画の推進により、子どもの貧困対策に総合的に取り組み、計画初年度である平成 28 年度は次の 2 項目について重点的に取り組みました。

① 子どもの将来の自立に向けた基盤づくりのための学習支援・生活支援

⇒子どもに直接届く、学習や生活の支援に係る 4 つの事業を充実しました。

放課後学び場事業 (教育委員会事務局)【新規】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援(学校等において実施) 新規 21 校
寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)【拡充】	生活困窮世帯の子どもの 高校進学に向けた学習意欲や学力の向上 のための学習支援 5 区増(累計 18 区)
寄り添い型生活支援事業 (こども青少年局)【拡充】	養育環境に課題がある 子どもの生活スキル(食事、歯磨き、掃除など) 向上や 学習の支援 1 区増(累計 8 区)
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業(こども青少年局)【新規】	ひとり親家庭の子どもの、 食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 モデル実施 2 か所(見込)

② ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援(国事業の拡充を受けた対応)

⇒ひとり親家庭に対する生活、就労、子育て等の支援を充実しました。

児童扶養手当【拡充】	平成 28 年 8 月分から 第 2 子以降の加算額を増額 (第 2 子加算額 5 千円→1 万円 等)
自立支援教育訓練給付金【拡充】	平成 28 年 4 月から 介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への受講料の支給 (支給割合 2 割→6 割、上限額 10 万円→20 万円)
高等職業訓練促進給付金【拡充】	平成 28 年 4 月から 看護師等の資格取得のための就業期間の生活費等の支給 (支給期間上限 2 年→3 年)
日常生活支援事業【拡充】	平成 29 年 1 月から ヘルパー派遣による生活や子育ての支援 (未就学児のいる家庭の定期的な保育・家事援助を対象)
その他	高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費用の支給(平成 29 年 3 月～) 等

③ その他

- ・保育所等利用における市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担軽減の拡充
- ・計画推進のための会議開催(2 回)、施設等退所後児童に関する調査の実施 等

-平成29年度予算案における取組について-

1 子どもの貧困対策に関する取組

28年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

○★乳幼児期の教育・保育の保障

（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）

○★私立幼稚園就園奨励補助

（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続

○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】

○子どもの社会的スキルの向上【教育】

○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒への
ハマ弁を活用した支援【教育】

子どもの貧困対策の基盤

○★地域と連携した放課後の学習支援【教育】

（放課後学び場事業 20校増、累計40校）

○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・
学校づくり【教育】

○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】

○登校支援の取組【教育】

○貧困問題の学校における理解促進【教育】

施策1 気づく・つなぐ・見守る

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠前から子育て期にわたる相談支援

（母子保健コーディネーター（仮称）の配置 モデル3区）

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

2 学校と区役所等の連携

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化

○★スクールソーシャルワーカー（各区担当18人、スーパー
バイザー1人、チーフ4人）、カウンセラー及び児童支援専任
教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】

○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

○児童虐待防止啓発地域連携事業

○保育所等での見守り強化

施策の5つの柱

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

4 生活困窮者への自立支援

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】

○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウト
リーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

5 子どもを支える地域の取組の支援

○★「子ども食堂」等の創設・継続支援

（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）

6 困難を抱える若者の相談の機会の充実

○★区役所におけるひきこもり等の専門相談

（地域ユースプラザ事業）

施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 子どもの育ち・成長の保障

○★乳幼児期の教育・保育の保障（再）

○★私立幼稚園就園奨励補助（再）

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）

○学齢期以降の子どもの居場所

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業2か所）

○★寄り添い型生活支援事業（3区増、累計11区）

○日常生活支援事業

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○ひとり親家庭等医療費助成

○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 学習支援

○★寄り添い型学習支援事業【健福】

（受入拡充720人→810人、高校中退防止の強化）

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）

2 進学支援・就学継続支援

○被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）【健福】

○高校奨学費【教育】

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

○青少年相談センターにおける相談・支援事業

○地域ユースプラザ事業

○若者サポートステーション事業

○よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○施設等退所後児童アフターケア事業

○施設等退所者に対する調査

○★子ども・若者実態調査

施策5 生活基盤を整える

1 生活基盤を支える現金給付

○生活保護【健福】○児童扶養手当

○母子家庭等就業・自立支援センター

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）

○★高等職業訓練促進資金貸付事業

3 子育て世帯への経済的支援等

○児童手当

○★小児医療費助成（通院助成対象の拡充）【健福】

○保護者の就労促進

○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】

○★母子・父子家庭自立支援給付金事業

（自立支援教育訓練給付金の一部拡充）

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、無印はこども青少年局所管事業

★は29年度予算の新規・拡充事業

2 平成29年度予算の重点取組

I 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容
「子ども食堂」等の創設・継続支援 （地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）	区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどにより「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援 方策を検討 ○モデル実施【2区】
区役所におけるひきこもり等の専門相談の実施（地域ユースプラザ事業）	地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置 ○新規実施【全区で、月2回を予定】

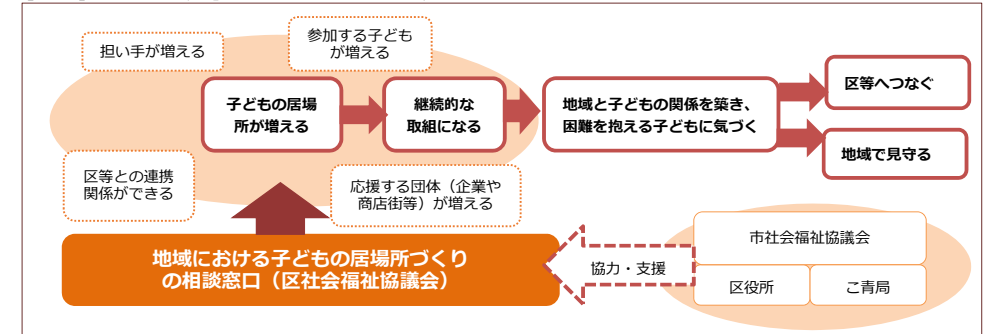
II 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得 及び向上、学習支援 ○実施区数の増【新規3区（◎8区→◎11区）】
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○モデル実施継続【2区（◎2区）】
寄り添い型学習支援事業 （健康福祉局）	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学 習支援 ○中学生の受入拡大【◎18区・28会場・720人→◎18区・31会場・810人】 ○高校中退防止の強化
放課後学び場事業 （教育委員会事務局）	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生 に対する学習支援（学校等において実施） ○実施か所数の増【◎20校→◎40校】

III 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
自立支援教育訓練給付金	介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への受講料支給 ○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けるひとり親に対する差額 の支給
<参考> 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し入学準備金50万円、就職準備金20 万円を貸付。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な 業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除。 （28年度12月補正で30年度までの事業費の計上を行い貸付を実施）
ひとり親家庭自立支援計画	次期計画（30～34年度）の策定

【参考】「子ども食堂」等地域の取組との連携のイメージ



【参考】横浜サポーターズ寄附金～ふるさと納税～の寄附の受付について
新たな寄附メニューの1つとして「子どもの貧困対策」を新設し、寄附を受け付けます。

※この内容は平成29年度予算議決により確定します。

1 市内の子どもの貧困に資する地域の取組の状況等

地縁団体やNPO、企業等が主体となった、「子ども食堂」など子どものための取組に対する機運が本市においても高まっています。

また、28年4月法改正により、社会福祉法人の地域貢献活動が義務化され、子どもを対象にした地域の取組の支援や新たな取組の検討が進んでいます。

【子どもの貧困対策に資する地域等の取組の状況（28年6～7月調査）】

区と区社協が把握する取組の実施団体数は98、子どもの居場所づくり等121の取組が全区で実施。うち、いわゆる「子ども食堂」は39か所

2 「子どもの貧困対策」における地域の取組に対する本市の考え方と方向性

「子ども食堂」等の地域の取組は、継続することで、子どもにとって安心できる「地域における子どもの居場所」となり、困難を抱える子どもの気づきや見守り等が可能となります。

「地域における子どもの居場所」を増やしていくため、本市として、地域の取組の創設・継続や担い手の広がりや支援をしていくことが必要です。

3 市内の「地域における子どもの居場所づくり」の課題

区社会福祉協議会や区役所は、取組団体等からの相談対応等を通じ課題を把握しています。

○新たに「子ども食堂」を実施したいがどのように立ち上げればよいかわからない、何か自分も手伝いたい等の相談が、区や区社協に数多く寄せられ社会的な機運が高まっています。

○取組の立ち上げにあたっては、活動資金、活動場所、人材の確保等が課題です。

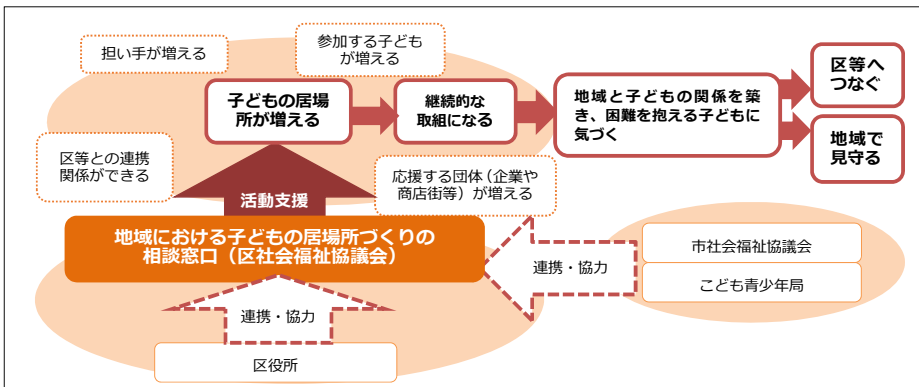
○取組継続には、食材等は寄附で賄えるため、活動資金は不足していないという意見や、他団体との連携協力、子どもや家庭への効果的な周知等のニーズなど、団体により異なる課題があります。

⇒「地域における子どもの居場所」を増やすためには、個別のニーズに合わせたきめ細かで総合的な支援が必要です。

4 29年度の取組

(1) 取組概要

いわゆる「子ども食堂」等地域の取組を創設・継続を支援するモデル事業を2区で実施します。地域支援の実績のある区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどの活動支援を行い、効果的な支援方を検討します。



(2) 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業（2区で実施）

①地域主体で「子ども食堂」等を新たに立ち上げるため、区社会福祉協議会を中心に、区等とともに機運のある特定の地域（1か所）を継続的に支援します。

②区社会福祉協議会に、企業や各種団体が行う活用可能な補助制度や人材等の情報を集約し、地域の発意や要請に応じて情報支援やコーディネート支援等を行い、「子ども食堂」等の創設や継続を支援します。

※市社会福祉協議会とモデル区の区社会福祉協議会が連携し、区等との協力により取り組みます。（実施体制と主な役割）

市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会（モデル区）	①市社会福祉協議会との連携により、区社会福祉協議会を「地域における子どもの居場所づくりの相談窓口」とし、地域主体の子ども食堂等の創設や継続を支援する。 ②啓発のためのセミナー・先進事例の紹介 ③地域福祉フォーラム等での事例発表 ④取組のまとめ ⑤18区社協の取組状況等の把握 等
区役所（モデル区）	①地域が困難を抱える子どもや家庭を把握した場合のつなぎ先 ②区社会福祉協議会の取組に対する支援
こども青少年局等	①行政として取り組む必要のある課題への対応 ②地域の取組支援の「手引き」の作成、活用ツールの整備 ③区社会福祉協議会の取組を踏まえた共通課題への対応検討・実施

(地域の団体等からの相談に対する支援内容例)

活動資金等	○企業や各種団体等の補助制度の紹介、申請支援 ○寄附等による必要物資の確保支援 等
人材・担い手	○啓発・養成講座の開催 ○ボランティアバンクからの紹介 ○他団体とのコーディネート支援 等
活動場所	○地域ケアプラザ等公共施設の活用 ○地縁組織や団体連携による場の確保 等
子ども・家庭への周知	○区や学校、地縁組織を通じた周知協力 ○区社協広報ツールの活用 等

5 今後の展開について

具体的なサポートについて、区社会福祉協議会を中心とした支援活動を検証し、地域の「主体性」や「柔軟性」を尊重する、効果的な支援方を、本市としてまとめます。こういった支援を通じ、地域主体の「子ども食堂」等を増やしていきます。

・29年度の取組を検証し、「助成制度」や子どもや家庭への効果的な「周知」等の支援内容等について、必要な対策を講じます。

また、「子ども食堂」等の立ち上げのための支援メニューや先進事例をまとめた「手引き」を作成します。

・29～30年度（2か年）の取組を検証し、団体同士の連携関係づくりのための支援に加え、「地域における子どもの居場所づくり」を進めていくために、きめ細かで総合的な支援を行う中間支援組織のあり方等について、課題及び対応策等を整理します。

※この内容は平成29年度予算議決により確定します。

○子どもの学習支援・生活支援関連事業 一覧

資料5-5

学習支援に関する事業			生活支援に関する事業		
事業名 (所管局)	拡充 放課後学び場事業 (教育委員会事務局)	拡充 寄り添い型学習支援事業 (健康福祉局)	事業名 (所管局)	拡充 寄り添い型生活支援事業 (こども青少年局)	継続 ひとり親家庭児童の 生活・学習支援モデル事業 (こども青少年局)
目的・役割	○学習支援が必要な中学生を対象に、学習習慣の確立や基礎学力の向上を図る	○生活保護受給世帯を中心とした生活困窮世帯の子どもの、高校進学に向けた学習意欲や学力の向上 ○貧困の連鎖の防止に向け、将来の進路選択の幅を広げる ○事業を利用して進学した生徒へに対するアフターフォロー ○学習支援を通して、子どものコミュニケーション能力、自分の将来に対する関心や自己肯定感を高める	目的・役割	○養育環境に課題がある家庭に育つ子どもの生活スキルの向上 ○宿題や復習等を中心とした学習支援	○ひとり親家庭の子どもの、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子ども特有の課題※に対応し、基本的な生活習慣の習得と健全育成を図る (※親との離別など辛い経験、保護者の長時間の就労等により養育環境が十分に整わず基本的な生活習慣を身に付けていない、学習意欲が低い等) ○モデル事業を検証し、ひとり親家庭の子どもに対する今後の支援策について検討する
対象者	○中学生 ○主に家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子ども ○福祉的制度利用の有無には係わらない	○主に中学3年生及び事業を利用して高校等に進学した生徒 ○生活保護受給世帯の子ども、生活困窮世帯や養育環境に課題があり支援を要する世帯の子ども等 ○区において利用の調整・決定を行うため、福祉的制度につなげていない子どもの利用はない	対象者	○小・中学生 ○生活困窮、親の疾病、不就労、外国につながる、ひとり親等、様々な理由により養育環境に課題があり、生活支援を必要とする家庭に育つ子ども等	○主に小学生 ○養育環境に課題があるなど、生活支援を必要とするひとり親家庭の子ども
実施内容	大学生や地域住民等の協力による学習支援	○個別支援の徹底 ・個々の中学生の到達度に応じた支援(遡っての学び直し支援など) ・大学生ボランティア等による学習支援を通じた精神的な成長の促進 ・志望校に応じた学力向上支援 ○1回あたり2時間程度 ○高校進学後の相談先・居場所の提供等による精神的なサポートを通じた高校中退防止	実施内容	○手洗い、歯磨きの練習 ○簡単な調理の指導 ○食卓の準備、仲間と食卓を囲む ○洗濯や掃除等の指導 ○宿題や復習 ○1日5時間以上	○食事の提供 ○調理実習 ○宿題や復習 ○18時前後から3時間程度
実施方法	1対複数による自習形式	概ね1対2による個別支援 (多動や不適応など、特に配慮を要する参加者に対しては、1対1での対応を行う場合もある)	実施方法	少人数制による個別支援	少人数制による支援
主な実施場所	中学校等 (学校施設、コミュニティハウス、地域ケアプラザ等)	地域の実情に応じ公共施設等 (区社協・福祉保健活動拠点、地域ケアプラザ、大学等)	主な実施場所	地域の実情に応じ設定 (民家・集合住宅等借上げによる常設施設)	地域の実情に応じ設定 (既存の居場所事業や寄り添い型生活支援事業実施施設の活用を予定)
実施回数	年12回程度 ※学校により差あり ※定期的な実施又は定期テスト前や夏季休業期間中等の集中的な実施	週2回から週4回 ※利用者は原則週2回までの利用	実施回数	週5日 ※利用者は週1~2回の利用	週1回
受入人数	約30人(1か所・1日あたり) ※学校により差あり	20~40人程度(1か所・1日あたり) ※1区あたりの受入規模は20~60人程度	受入人数	8~15人程度(1か所・1日あたり)	8人程度(1か所・1日あたり) (※見込)
実施主体	学校運営委員会などのボランティア組織又は学校	社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人	実施主体	社会福祉法人、NPO法人等の法人	社会福祉法人、NPO法人、学校法人等の法人
実施形態	委託又は学校配当	区の委託	実施形態	区の委託	委託など
29年度実施予定	40校(増:20校) 【H28:20校】	18区・31会場・810人(増:3会場・90人) 【H28:18区・28会場・720人】	29年度実施予定 か所数	11区(増:3区) 【28年度:8区】	モデル実施2か所(H28より継続)

※この内容は平成29年度予算議決により確定します。

次期5か年（平成30～34年度） 「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」の策定について

1 趣旨

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成14年11月「母子及び寡婦福祉法」が一部改正され、その第12条に都道府県等の自立促進計画についての規定が設けられました。

また、平成15年3月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が厚労省より示されています。

これに伴い、本市においても母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開し、効果的に機能するよう、平成15年度、平成20年度及び平成25年度にそれぞれ5か年の自立支援計画を策定しました。

この度、今期5か年計画が終了するにあたり、「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」を立ち上げ、次期5か年計画（平成30～34年度）を策定します。

2 策定方法

計画策定にあたっては、母子世帯等に対し、郵送によるアンケート方式の実態調査、支援者・当事者団体へのヒアリングを実施します。それらの調査結果等を基に有識者・関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」において検討を行い、児童福祉審議会及び子ども・子育て会議において計画内容を検討し、市民意見公募を経て策定します。

3 スケジュール（予定）

- ・29年3月～8月 実態把握のための調査（実態調査、支援者・当事者団体へのヒアリング）
- ・29年3月～30年2月 策定連絡会開催（4回程度）
- ・29年11月 素案とりまとめ
- ・29年12月～30年1月 市民意見募集
- ・30年3月 計画策定

4 計画に盛り込む内容

- ① 計画策定の趣旨
 - ② ひとり親家庭の現状と課題
 - ③ 支援の基本的姿勢及び基本目標
 - ④ 支援の具体的計画
- その他：前期計画実績、実態調査結果の概要等

※この内容は平成29年度予算議決により確定します。

担当（事務局）

こども青少年局こども家庭課

こども家庭係 八木、白鳥、三星

電話：671-2390

e-mail:kd-katei@city.yokohama.jp

施設等退所者現況調査の結果について（中間報告）

1 概要

今後のアフターケア事業の施策の方向性を定めるために、退所者の就学や就労、住まいの状況、困っていること等の把握を目的として調査を実施しました。

調査対象者は、過去5年以内（平成23年4月1日以降）に施設等※を退所した者。ただし、義務教育終了以前に措置解除等となった者は除きます。

※ 施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親

2 調査方法

(1) 退所時及び現況調査

施設が退所者の状況について、どの程度把握しているかを調査するため、各施設等に「退所時及び現況調査表」を作成していただき、集計しました。

(2) アンケート調査

「退所時及び現況調査」により、施設が現住所を把握している退所者に、アンケートを送付して回答していただきました。連絡先としてEメール等のみわかる場合は、施設職員から連絡し、本人の了解が得られた場合にアンケートを送付しました。

その後、施設から対象者に連絡を入れていただくなど、アンケート回収率の向上にも努めました。

(3) ヒアリング調査（面談形式）

アンケート調査で、ヒアリング調査への協力の可否を確認し、協力可の退所者に対して、1対1によるヒアリング調査を、1人につき1時間程度実施しました。

3 主な調査結果（単純集計終了時点）

(1) 退所時及び現況調査（分析を実施中）

- 調査対象者：306人（男：164人、女：142）
- 入所児童の約51%が入所期間5年以上で、約62%が18歳で退所している。
- 措置解除直後の状況について
 - ・ 約33%が親や親族と同居しており、1人暮らしは約22%。また、障害者のグループホーム等に住む人も約13%いる。
 - ・ 正規雇用で就労している人が約33%、パート・アルバイトの人が約19%。
- 現在の状況について
 - ・ 1人暮らしが約28%なのに対して、親や親族と同居している人は約22%。障害者のグループホーム等に住む人は約12%となっている。
 - ・ 正規雇用の就労者は26%、パート・アルバイトの人が約20%。
- 7割強の退所者については、施設で現況が把握できている。
- 6人に1人の退所者は連絡先も現況も不明。

(2) アンケート調査（分析を実施中）

- アンケート送付数：227人（退所時及び現況調査にて連絡先を把握している退所者）
→ 回答者：80人（男：42人、女：38人）、回答率35.2%
- 回答者の約74%が児童養護施設出身者。（送付は約66%が児童養護施設出身者）
- 約21%が就学中、約79%が就労中（学生アルバイト等を含む）
- 現在の雇用形態は、アルバイトが51%なのに対して、正規雇用は18%。業種は飲食店、小売業、医療・福祉等が多い。
- 月収（手取り）については、10万～15万円未満が最も多く（約29%）、20万円未満が7割を占める。最も額が大きい回答は25万～30万円未満（3人）。
- 生活保護を受けている人は約14%。
- 現在の住まいは、一人暮らしをしている人が約35%。障害者のグループホームに住む人が2割いた。家賃は3万～7万円で約65%を占めた。
- 就学、就労、住まいについて、それぞれあったらいいと思う支援を聞いたところ、学費補助、生活費補助、家賃補助、資格取得費補助など、いずれも経済的な支援が上位を占めた。
- よこはまポートフォアを知っていて利用したことがある人は2割弱。

(3) ヒアリング調査（現在、ヒアリング結果を集計中）

- ヒアリング対象者：3人
- 実施日・場所：2月25日（土）・よこはまポートフォア
- 主な意見
 - ・ 最近、友人ができたり、昔の知り合いと繋がれたりしたことがうれしかった。
 - ・ 出身施設とはたまに連絡を取っている。もうこれ以上迷惑をかけたくないという気持ちもある。
 - ・ 住まいの更新に結構お金がかかることに驚いた。
 - ・ 公共料金等の手続きは、すべて不動産屋に聞いて行った。
 - ・ 施設との関係は、たまに相談できる今くらいの関係が楽に感じる。
 - ・ ちゃんと自分でやりたいことができる大人になりたい。施設にこういう大人になりたいという職員もいた。